## ●**イベントの開催について**(府主催(共催)のイベントを含む) (特措法第24条第9項に基づく)

<u>主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請</u>

	感染防止安全計画策定 ※1	その他(安全計画を策定しないイベント)
人数上限 ※3	収容定員まで	5000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※3	100% %2	大声なし:100%、大声あり:50% ※4

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
- ◆ 「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載した チェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ※1 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
- ※2 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
- ※3 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)
  収容定員が設定されていない場合は、大声あり:十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なし:人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること
- ※4 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義
- ※5 飲食提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする
- ※6 イベントを開催する施設管理者は、上記のイベント開催制限を守ること